

平成 22 年

新 城 市 教 育 委 員 会

2 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成22年2月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 2月24日(水) 午後3時30分から6時20分まで

2 場 所 はつらつセンター 2階会議室

3 出席委員

馬場順一委員長 篠津順子委員長職務代理者 菅沼昌人委員
中根正介委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

今泉敏彦教育部長
夏目道弘庶務課長
小西祥二学校教育課長
滝下一美生涯学習課長
村田道博文化課長
鈴木富士男スポーツ課長
請井浩二スポーツ課参事

5 書 記

松山立夫庶務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 議案の審議

議案第2号 新城市青年の家管理規則の一部改正について

議案第3号 新城市作手民俗歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

日程第4 協議・報告事項

(1) 教育方針について(教育長)

(2) 就学援助制度について(庶務課)

(3) 私立高等学校等授業料補助制度について(庶務課)

(4) 平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について

(5) その他

日程第5 その他

委員長

平成22年2月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますので1月の定例会ですがご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは、日程第2、教育長報告をお願いします。

教育長

こよみの上では雨水も過ぎ、川売をはじめ市内各地で白梅の花が咲き始めました。野山を飛ぶ小鳥たちの声も、心なしかはずんで聞こえます。また、2月は逃げるとも言われますが、またたくまに、月末となり、まもなく3月、卒業・入学の季節を迎えます。学校も、教育委員会事務局も、いよいよ、年度末の総仕上げと総括の時であります。

さて、2月の動きですが、「教育長報告」のプリントに示したとおりです。

「学校教育」関係では、2日から5日にわたって、2回目の「校長人事面談」を行いました。教職員人事は、ご案内のように、10月の定例教育委員会会議で協議いただきました「平成22年度新城市教職員定期人事異動方針」に基づいて、新城市全体の教育の充実・振興を図り、市民の信託にこたえられるよう、学校の活性化と教職員一人一人の適材適所をめざして、教育事務所との連携を図りながら進めております。

また、9日には、新城市に配置される新規採用教職員7人の方々と面接を行いました。教職への志の高いしっかりした人材ばかりで、今後の成長が楽しみです。

教職員人事については、臨時教育委員会会議に諮ったのちに、内示を、3月18日に各校長に伝える予定です。

10日の校長会議では、教育長メモを通して、「新城教育の教師道」について伝えさせていただきました。「専門的知識」や「教育技術」だけでなく、「人間教育者」としての品格をもって、「子供への愛情」と「教育への情熱」「社会との協働」が必須要件であること。そして、諸先輩から引き継がれている「新城教育魂」とも言うべき、「ひとりの子を粗末にするとき教育はその光を失う。親の立場になって、ひとりの子のために泣くことのできる教師になろう。」「師弟同行、日々新たな授業を構築し、自

ら燃える教師になろう。」「地域社会とともに、胸を張って生きていこう。」の3つの信条を再確認しました。

さらに、「学校とは、教師が全知全能を傾けて子供に喜びを与えるところである」こと、「学校に来る子供の最大の楽しみは、日々新鮮な教師との出会いと語らい、魅力ある授業そのものである」ことを改めて肝に銘じていきたいと思えます。

15日の愛知縣市町村教育長研修会の会議では、22年度の愛知県の税収が極めて厳しいことに伴う事業の動向が話題となりました。そんななかでも、スクールカウンセラーの充実、教員数の確保など、学校現場の充実に向けてはしっかりと配慮していただいております。

明日25日の市議会本会議第一日で、教育長の「教育方針説明」を行うことになっております。今年で3回目となるわけですが、合併4年を経過して、過去2回の説明では、新城市の教育全体を網羅的に6方針18重点施策で述べてきましたが、今回からは、10に絞って、方針・施策を述べるようにしました。後ほど、全文を読ませていただきます。

「新型インフルエンザ」の感染状況ですが、2月は3校3学級が閉鎖で、市全体としては、沈静化の方向にあるものと推測されます。

「社会教育」関係では、「生涯学習市民大学」が、昨年度より土曜日の昼間開催に変更しましたが、参加人数は微増にとどまり、第1回が20人、第2回が31人でした。

また、6日の神崎愛フルートコンサートでは、神崎さんの父親も新城市に縁があったということで、観客の人数はいまいちでしたが、温かい雰囲気の中で行われました。7日の子ども陣太鼓、13日の森と水のコンサートも、子供たちの参加で盛況でした。ただ、駐車場がどこも満車で苦労された方が多かったことと思えます。

この他特筆すべきこととして、28日（日）にNHKの「第10回地域伝統芸能祭」に大海の放下おどりが出演します。NHKホールで行われ、3月13日と27日に放映される予定です。

なお、資料として、「教育方針説明」と「教育長メモNo.35 新城教育の「教師道」を求めて！」を添付いたしました。

以上、2月の教育長報告です。

委員長

ありがとうございました。ただ今の報告に対し、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

（質問、意見無し）

日程第3 議案 議案第2号 新城市青年の家管理規則の一部改正について

委員長

日程第3、議案の審議、議案第2号、新城市青年の家管理規則の一部改正について

説明をお願いします。

生涯学習課長

新城市青年の家管理規則の一部改正について、新旧対照表により説明をさせていただきます。

現在、シルバー人材センターに管理を委託しています青年の家及び、青年の家で受け付けていますレストハウスのテニスコートは、それぞれの規則により休業日に相違があります。月曜日が祝日の場合、青年の家は休館日ではありますが、テニスコートは開放していますのでシルバー人材センターの派遣職員は出勤し、受付業務を行っているという状況であります。よって、両方の休業日を「月曜日及び12月29日から1月3日」までに統一し、従来、月曜日が祝日の場合閉館していました青年の家を開館日として市民サービスの向上を図るというものです。

委員長

提案のとおり改正に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

原案のとおり改正をお願いします。

生涯学習課長

これに関して、前回の定例教育委員会会議で「あすなる教室」の開室日を月曜日から金曜日までとすることが承認されましたが、月曜日は休館日ですので使用できないこととなります。しかし、規則の第8条に「この規則に定めるもののほか、青年の家の管理運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める」とありますので、これに該当させ「あすなる教室」が月曜日に使用するというところでよろしいでしょうか。

委員長

どうでしょうか。

(全員賛成)

使用するというところでよろしくをお願いします。

日程第3 議案の審議 議案第3号

新城市作手民俗歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

委員長

日程第3、議案の審議、議案第3号、新城市作手民俗歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

文化課長

新城市作手民俗歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について説明をさせていただきます。

現在、新城市作手民俗歴史資料館は村誌編纂室に管理をお願いしていますが、今年度末で村誌編纂室が業務を終了するため、これを契機に他の所管施設（設楽原歴史資料館・長篠城址史跡保存館・鳳来寺山自然科学博物館）と同じ休館日（毎週火曜日、

火曜日が祝祭日に当たるところは、その翌日以降の最初の休日でない日とする。)にするものです。

委員長

他の施設に合わせるということですね。どうでしょうか。

委員

文化課が管理するということは、具体的にはどういうことですか。

文化課長

文化課の職員及び臨時職員で来館者の対応をするということです。

委員

文化課の正規職員が配属されるということですか。

文化課長

現在調整中ではありますが、予算上では作手民俗歴史資料館に臨時職員を配置するように予算計上しています。臨時職員と文化課の職員が合わさった形で対応することになると思います。文化課の職員が常駐することは、定員管理上なかなか難しいと思われるので、文化課の職員が週に2、3回詰めながら、臨時職員と協力して運営をしていきたいと考えています。

委員

作手民俗歴史資料館の館長はどうなっていますか。

文化課長

作手民俗歴史資料館に館長を置くということは条例にはありません。設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、鳳来寺山自然科学博物館には例規の中に館長を置くというようになっています。作手民俗歴史資料館には館長がいないものですから、他の機関から問い合わせがあったときには、文化課長が館長という形で対応しています。

委員

文化課の課長が館長を兼ねるということですか。これは今までの流れだからですか。

文化課長

旧作手村の時代から館長というものが設置されていなかったため、その流れできてしまったと思います。例規上には教育委員会が管理するとなっています。

委員

議題とは直接関係ないのですが、今、作手地区で、資料館をもう少し有効に活用できないかということで話しを進めているのですが、問題が発生した場合、どこに相談したらよいか分からないということがありまして、どこで検討してもらえるのかわかりませんが、やはりあそこも、一つの民俗歴史資料館ですので、兼務でもよいですから、最高責任者を決めていただくと非常に都合がよいという意見が出ていますので一度検討をお願いします。

委員長

館長の件につきましては、検討していただくということをお願いします。

規則の一部改正について提案のとおり改正に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

原案のとおり改正をお願いします。

日程第4 協議・報告事項(1) 教育方針について(教育長)

委員長

日程第4、協議・報告事項(1) 教育方針について説明をお願いします。

教育長

明日の議会で述べるものですが、それに準じた形で読み上げますので、お気づきの点等がありましたらお願いします。

それでは、平成22年度の教育方針の説明をさせていただきます。

まず、合併4年の新城教育を振り返ってみますと、三市町村が、それぞれの地域特性をもって教育実践を積み上げてきた伝統と実績を踏まえ、市教育委員会といたしましても、できるだけ早く、新しい「新城市の教育の道筋」をつくるべく尽力してまいりました。

学校教育においては、それまで、県教育事務所や地方教育事務協議会を軸に、学校訪問指導や校長会議をはじめ各種研修会、人事などが進められてきました。ところが、合併後には教育事務協議会がなくなり、その事務を新城市教育委員会が担うことになり、そのための組織改革や事業改善を進め、やっと体制が整ってきたところであります。

生涯・文化・スポーツの社会教育においても同様です。公民館活動、文化事業、体育指導委員活動など、さまざまな施設・組織・活動におきまして、市民の皆様とともに、三地区の共通理解と一体化への進展を図ってまいりました。それぞれの地域特性を市民が互いに共有するまでには、まだ時間がかかるとは思いますが、あせることなく、一步一步進めていきたいと考えております。

それでは平成22年度の「新城教育」の方針説明をさせていただきます。

「新城教育」の礎をなすものは、新城の自然、人、歴史文化の「新城の三宝」です。三宝に親しむ活動、すなわち、野山や清流に遊び、花や鳥の命を知り、田や畑を耕して、心に涙し、額に汗する、「新城ならではの活動」を推進することで、愚直でもいい、三河人らしい品格ある「生きる底力」を養いたいと思います。三宝の活動を通して、豊かな心を育み、「ふるさと新城」に誇りと喜びを持って、持続的かつ前向きに生きぬいていく底力、言わば「新城ふるさとパワー」で、「愛情と自立生活力のある人間」を育てていきたい。そのためには、学校と家庭、地域と市民が、共に手を携えて進むことが必須条件となります。教育委員会事務局といたしましては、この目標の実現と多くの教育課題の解決に向けて、その条件整備をしていくことが責務ととらえ、平成22年度の事務事業の推進にあたります。

まず「学校教育」方針です。130万回。これは2月初旬までの、市内小中学校ホ

ームページへのアクセス数の累計です。パソコンあるいは携帯モバイルからのアクセスは、1日当たり、1,500回と、本年度になって、飛躍的に増加しています。ホームページの掲載内容は、学校によって様々ですが、26小中学校に共通して言えることは、各学校とも、自然・人・歴史文化の「新城の三宝を教育の礎」として、地域の協力を得ながら、それぞれ、「学校ならでは」、「新城ならでは」の特色ある教育活動を展開していることです。

今の季節ですと、節分草の花だより、川売の梅だより。秋には、新城の奥入瀬の紅葉だより、山林の間伐活動。あるいは、農業体験、ふるさと一番の写生大会など、学区の自然や子供たちの体験活動が、ふんだんに紹介されています。また、読み聞かせグループ、学校お助け隊、地域のふるさと先生、学習補助員など、学区の人々と共に教育に携わる姿。伝統芸能、史跡めぐり、地域食材を用いての食育など、歴史・文化活動も数多く掲載されています。こうした三宝を礎とした多彩な教育活動を見ると、「今、新城の学校はおもしろい」「学校は生きている」という実感がわいてきます。

「孟母三遷」の例えにもあるように、子供は環境の子であり、その影響を大きく受けて成長します。どんな学習環境で子供を教育するかは、大人の責任であり、家庭・親、地域・社会、学校・教師の責任であります。このことを念頭に、教育委員会としまして、次の5つの方針で重点施策を進めます。

方針1は「一人一人の子供に光を当てる教育」の充実です。一人一人の子供に即して、その持てる力を発揮すべく、教師はしっかりと子供と向き合っていきます。その際、肝心なことが「三計、三学、三多」です。この三つを、校長会議はじめ各種研修会で周知するとともに、「新城教育創造委員会」で検討していきます。この三つの意味ですが、まず、「三計」とは、一年・十年・百年の計画で子供をとらえて教諭していくことです。昔から、「穀物を植えるには1年」「木を植えるには10年」「人を育てるには100年」の見通しをもって事に当たる必要があると言われていています。人を育てる教育において、眼先のことだけにとらわれては、道を違える危険性があります。しっかりと将来を見据えて、子供の発達段階や特性に応じて、適切な指導ができることが大切です。実践・研修を通して、教師の力量向上をめざしてまいります。

次に、「三学」とは、「体・徳・知」を子供に修学させることです。「知・徳・体」の順に言われることが多く、いずれも大切なわけですが、あえて、「体・徳・知」の順で考えたいと思います。特に「体」。「健康な体づくり」は、単に「体力・運動能力」だけでなく、生命尊重や食育にも通じ、気力・生活力・社会力にも大きな影響力をもつ、生きる基盤となるものです。現在の教育のかかえるさまざまな問題の解決のためにも、三宝を活用して「健康な心身」を身につけさせていきたいものです。そして、「徳」の徳育。家族や地域の、人と人とのつながりが薄くなり、孤独感を深めるなかで求められるのが、温もりのある人間関係力、バランス感のある社会力です。子供た

ちに、より多くの人や自然との関わりを体験させるなかで、基本的な生活習慣やモラル、思いやりの心や情操を養えるように、指導に位置づけていきたいものです。そして「知」は知育。学校ならではの吟味された教育課程のもと、授業の充実は当然のこと、座学だけでなく、三宝を巻き込んでのアクティブな学習活動が展開できるようにしていきたいと思えます。

次に、「三多」です。三つの多いと書きますが、より多く「読み、書き、推敲」する機会を設けることで、思考を深める学習を進めることです。学校、家庭を問わず、より多くの本を読み、より多くの文章を書き、その内容をしっかりと吟味するといった活動が少なくなっている現実のなかで、三多の活動を見直していこうというものです。以上の三つの観点から、子供と向き合い、教育実践を深めてまいります。

このほか、新たな具体的施策としては、平成7年開設以来15年目となる不登校の子供たちの適応指導のための「あすなろ教室」の開催日数を、これまでの週3日から週5日に拡大します。学級支援や授業支援のハートフルスタッフと小学校の英語教育充実のための講師も増員します。また、本年度同様に、「いじめサポート委員会」と「いじめホットライン」を維持するとともに、県事業でスクールカウンセラーを新たに小学校2校増やし4校配置とします。また、へき地小規模校の多い本市にとって大切なへき地教育の充実のための、都市体験学習や集合学習も継続していきます。

方針2は、「教師の足腰を強くする機会」の拡充です。子供にとっての最大の教育環境が教師であることは、今も昔も変わりません。教育者としての品格を有し、親の気持ちを理解し、子供と正面から向き合える愛情あふれる教師。子供の疑問に体当たりでぶつかる知的好奇心旺盛な教師。臨機応変に的確な価値判断をして子供に適切な指導ができる教師。学区の三宝を教育課程の根幹に置き、子供と共に学び、共に遊び、共に動き、共に泣き、共に笑える教師。「新城教育」の旗手として、足腰の強い人間教師であるよう、研修の充実を図ってまいります。また、新たに「専門員制度」を発足させ、授業のレベルアップを図ります。「学力学習状況調査」は抽出校だけでなく全校で実施し、日頃の授業実践・学習成果の検証の機会を確かにし、教職員の現職研修を支援していきます。

方針3は、「言葉を豊かにする教育」の推進です。子供の考えも子供の心も、言葉によって形成されます。語彙の豊かさが、感性を豊かにし、思考を確かにします。そのためには、よく読み、よく書き、よく推敲することが必要であると言われます。この活動を、先ほどの「三多」に合わせ、「三多活動」と名付け、読み聞かせや朝の読書活動、作文やノートづくり、あるいは、海外の子供たちとの俳句交流などをふくめ、授業や生活のなかで意識して取り組めるようにしていきます。この取組の一環として、具体的には、本との出会いを大切にした「ブックスタート」を支援するとともに、新たに、市の図書館との出会いをつくる「ライブラリースタート」活動を始めます。

方針4は、「作手中学・作手高校の中高連携と小学校再配置」等の推進です。幼稚園、小学校、中学校の間の連携につきましては、全ての学校において、それぞれ実施していますが、本年は、特に、愛知県教育委員会とも協力して、作手中学校と作手高校の中高連携教育を始めてまいります。小学校の再配置につきましても、平成19年に学校再配置懇談会を立ち上げ、調査研究・協議を進め、21年3月に、「再配置指針」を作成し公表しました。この間、山吉田小学校と黄柳野小学校の新設統合の具体化を図るとともに、鳳来・作手地区の該当校についても、方向づけを進めています。また、幼保一体化につきましても、伝統ある新城の幼児教育を大切にして、「新城版子ども園」の構想について、関係部局と連携して検討を進めてまいります。

方針5は、学校耐震工事を最優先に、学校の施設設備の充実を図ることです。合併直後、校舎や体育館など、早急に耐震補強工事や改修工事が必要なものが数多くありました。しかし、おかげをもちまして、市長や市議会のご理解を得ることができ、教育委員会の最優先事項として、当初計画を前倒しして進めることができています。具体的には、この4年間で、耐震補強工事を完了したものは、小中学校の校舎では、東陽小、新城小、千郷小、作手中の9棟。体育館では、海老小、東陽小、千郷小、八名小、鳳来中の5棟です。現在進行中のものは、東郷東小、東郷中の校舎2棟。舟着小、八名中の体育館2棟です。未着手のものは、協和小の校舎・体育館と、新城小の体育館です。平成23年度末までには、方向づけを行う予定であります。

続いて社会教育ですが、新城の三宝を大切にしたい市民活動を支援できるよう、次の5つの方針で重点施策を進めます。

方針1は、「メール便貸出」など市図書館の活性化と読書活動の拡大です。市内全域を「新城学びのキャンパス」とする「新城市生涯学習推進計画」の「生きがい活動」「地域活動」「里山活動」「文化活動」の四つの活動を通して、感動・創造・貢献の喜びを感じる環境づくりに努めています。昨年来力を入れていきます図書館利用について、市民の利便性を高めるべく、さらなる改革を図ります。具体的には、本年度までに、月1日の図書整理のための休館日を除いての毎日開館、連日夜8時までの開館時間の延長、一人8冊までの貸出冊数の拡大などを行ってきました。その結果、1月末で、年間貸出冊数14万8千冊と、過去最高を記録しました。また、国民読書年でもある本年、さらなる活用をめざして、現在行っています鳳来・作手支所の返却ブックポストの設置に加えまして、新たに、自宅から借りたい本をファックスで図書館に発注し、図書館から支所まで届けるといふ、メール便貸出制度を創設します。さらに、鳳来、作手地区の図書館分館構想についても、具体化を検討し、さらなる利便性を図ってまいります。

方針 2 は、COP10 に合わせて、「コノハズク展」などを開催し、新城の自然の価値を発信します。新城の自然には、6 件の国指定文化財と、12 件の日本百選があります。これほど多くの自然の国文・百選が一つの自治体にあるのは珍しく、新城の自然の多様性とその素晴らしさを示すものであります。そこで、本年、愛知県で COP10 が開催されることに合わせて、鳳来寺山自然科学博物館を拠点として、新城・奥三河の生物の多様性を発信していきます。特に、愛知県の県鳥でもあり全国的にも知られている声のブッポウソウであるコノハズクについての特別展の開催を計画しています。

方針 3 は、全国的な歴史・武将ブームのなか、新城の「長篠設楽原の戦い」をはじめとした歴史文化の価値を発信します。戦国史のなかでも、ひととき注目度の高い「長篠設楽原の戦い」の、その現場に位置する長篠城址史跡保存館と設楽原歴史資料館の両館の連携の強化とともに、先の市議会で認めていただきました火縄銃等の資料につきましては、早速、資料館開館記念日を目途に、特別展示や体験コーナーなどを通して、広く市民に公開していく準備を進めています。さらに、歴史的資料の活用・研究、企画展など、合戦を巡る情報発信を進めていきます。また、名古屋開府 400 年をはじめとした全国的な歴史ブームのなか、両館が、新城市の全国に誇るべく観光拠点として認知されるような観光戦略を、関係部局と連携して進めてまいります。

方針 4 は、文化活動の推進と拠点となる文化会館の改修です。市内 28 団体 1,300 名が加盟する新城市文化協会等の活動を支援するとともに、新城歌舞伎・新城薪能・市民文化講座・芸術鑑賞教室などの文化事業への市民参加を促してまいります。また、市民文化活動の拠点である文化会館につきましても、開館以来 23 年を迎え、施設設備の経年劣化のなか、これまでに、外壁タイル、ガラス壁、ステージワイヤロープの取替など、安全面からの改修整備を最優先して行ってきましたが、引き続き、音響、照明などの改修事業を進めてまいります。

方針 5 は、DOS 事業をはじめ市民スポーツへの市民参画と参加を進めます。市内 23 団体 3,800 名が加盟する新城市体育協会や、各地区の体育振興会、総合型地域スポーツクラブなどが行います地域に根ざしたスポーツ活動をはじめといたしまして、市民体育大会、新城マラソン、スポレク祭などの活動を、体育指導委員と力を合わせて支援していきます。また、新城の自然を活用したアウトドアスポーツである「ツールド新城」「新城ラリー」「新城トレイルラン」などについても、さらなる市民参画と参加を促進していきます。

以上、「新城の三宝」を活用した、平成 22 年度の新城市教育委員会の「学校教育」「社会教育」の 10 方針の重点施策について説明させていただきました。

教育の成否は、ひとえに、「人」によります。新城市の明日に向けて、多くの市民の皆様方も頑張ってみえます。子供たちのためにも、そして、わたしたち大人にとっても、希望もてる・元気がわく、大好きな「ふるさと新城市」の創造に向けて、三河人らしい、品格ある「生きる底力」を養い、新城教育の確かな一歩が踏み出せますよう、市議会はじめ市民の皆様方の、いっそうのご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

ご清聴、ありがとうございました。以上が教育方針説明です。

委員長

ありがとうございました。何かご意見等ございますか。

委員

これは、明日の市議会で最初に行なうわけですね。要するにこれは、予算の裏付けとか無く、抽象的というか概念を述べられているわけですが、新城市の教育の現状とこれからの方向性を一般的に語るということですか。

教育長

予算の裏付けのある施策について、方針と施策という形で述べています。

委員

必要な予算は付いているということですか。

教育長

検討するというようなところは付いていませんが、具体的なところは付いています。

委員

字句の質問ですが、教師の足腰を強くするという機会の拡充のところで、また新たに専門員制度を発足させると書いてありますが、新たに専門員制度を発足させるということは、具体的にはどのようなことですか。

教育長

各教科のスペシャリストを作る、指導的な立場の人間を作るという制度です。他市においては、指導員制度というのがありまして、例えばA先生が小学校国語科指導員なら各学校の要請にもとづいて授業を指導したり、教材の作製を手伝ったりするわけです。だいたい30代から40代半ばくらいまでの教師がなりますが、本人のためにも勉強になりますし、そういう方を活用することによって、授業のレベルアップも出来るということで、大変人材育成に役立つ組織であると思います。

新城市にも昔はありましたが、今は無いということで、いまさら指導員制度を復活させるというのではなく、もう少し多面的、多重的にといいますか、複数で進めていこうということで、国語なら国語でA先生がいる。指導主事等をやっているれば当然力はあるわけですがB先生もいる。国語の専門員としてA先生・B先生・C先生がいるということで、その方たちで訪問指導等を行います。自他共にプラスになる教師力アップのための制度です。

委員

新たにそういう人を導入するのではなく、現職の先生方がそういうことを兼ねてやるということですか。そのような活動をするということになると校務等が出来なくなるということになりませんか。

教育長

出来なくなるような方は登用しない、力のある人材を登用することによってさらに力を伸ばすということです。回数等については、校務や教育に支障のない範囲で、細かい規約はこれから作りますが、回数に制限を設け、見通しをもってやれる範囲で、本人の力量アップにつながるような形で進めていけたらと思います。

委員

成功すればとても良い試みだと思います。

委員長

他にありますか。

委員

教育方針は市民に理解してもらおうということですが、直接的には議会の議員に語りかけることとなります。あえて言いますと2つ、山吉田の新設統合小学校のところですが、昨年度の議会の承認を踏まえて進めているということを実は事実として言うてはどうでしょうか。

教育長

あえて最大公約数で、さらに大局的に見て新設統合小学校の具体化を表現しました。

委員

もう1つは、火縄銃のところですが、あれだけ真剣な議論をしたのですから、表現が少し弱いと思います。

委員

積極的にアピールした方がよいと思います。

教育長

お認めいただいた火縄銃につきましては、早速このようなことを計画していますと述べるようにいたします。

委員長

そのようにしていただくということをお願いします。

委員

図書館分館構想はお伺いしましたでしょうか。

教育長

あくまでも構想を検討するということですが、例えばメール便等にしても試行的に行っていますがなかなか活用されていないのが現実です。試行も2カ月になるのですが、作手地区で3回しか利用されていない状況です。作手地区においても読書グループをはじめとして、やはり分館が欲しいという要望があります。鳳来地区も同様です。予算措置を伴もなわずして、現況作手地区は開発センターがあるものですから、あそ

この本を拡充していくといった方向、鳳来地区は支所の窓口の近くに図書館の本のコーナーを作ってそこに市民が集いあって、市の業務も活用するといったスペースが出来ていったらと思います。新刊本は本館の機能なので本館に配置するという事で。もっと自由に活用するという事で、そこに人を配置することはできませんので、帳面を置いて自由に借り、責任を持って返すという程度のことで、ネットワークを作ってというようなことまでは考えていません。

もう一つは、鳳来寺高校が閉校になりますので、高校の図書の蔵書はたくさんあります。これも話をして、こちらにいただければ活用出来るようになります。重要な本については本館に置くというような形で進めていけるのではないかと思います。スペースの面でも両支所に話をして、出来るだけ早くそういう方向にもっていったらと思います。

委員

今の話ですが、今後の議論の中で山吉田は地理的に無理だと思いますが、作手などでは仮に将来、統廃合という時に、学校に分館の機能を持たせることを、考えておくと将来子供が減ってきたらどうするのだとか、これから出てくる問題を考えますとそういう構想もあるのではないのでしょうか。

教育長

とても大事な視点だと思います。山吉田地区でもいろいろな先生方が貴重な本を蔵書してみえます。その方がお亡くなりになると、子供たちにとっては、その本は学問上貴重な本であっても二束三文で資源ごみになってしまいます。本当は学校辺りにスペースをしっかりと確保して、本を持ってこられるようにすると財産として残っていくと思います。

委員

今、図書館に緊急雇用で人が配置されましたね。その影響で作手中学などでは、今まで雑多になっていた図書が整理され、子供たちが利用しやすくなりました。出来れば、そういう方が学校にいるのが一番良いと思いますが、はたして可能かどうか分かりませんが、作手の状況ですと調べてもらえば分かりますが作手の人たちが、新城の図書館から借りる蔵書がすごく増えていると思います。というのは、かなりの人が豊川市に行っていたのですが、最近、新城市の図書館も入口の左手のあたりに新刊本を置くようになり、それを楽しみに行くようになりました。返却もわざわざ来なくても出来るようになり、そういう意味では新城市の図書館にも目を向けてもらえるような感じがします。もう一つはどうしても子供連れの人たちが、どこへ行っても子供のコーナーがあって、子供は子供で本を読んだりできるのだけれど、新城の場合は一切できないので、子供が我慢できる時間ぐらいしかいられないということもあって、何とか狭いスペースでもよいかからそういうことを試行するようなことと、中根委員さんが言われた各学校での利用というのを考えてもらうとよいと思います。本をもっと読みたいという要望はあると思います。

教育長

年度末に生涯学習課のほうから報告があると思いますが、図書の貸し出し数は図書館と生涯学習課の努力で、1月末の段階で毎月、前年同月比数千冊のプラスとなっています。1月末の段階で昨年度の貸し出し冊数を超えて、過去最高の貸し出し冊数14万冊余になりました。ですから2月、3月を入れますと昨年度までとは比較にならないような冊数になると思います。これをさらに伸ばしていけたらと思いますが、そのためには、今、菅沼委員さんがおっしゃられたように、幼児のスペースについても検討してまいります。

先程の各家庭に眠っているすばらしい書物を何とか集約できる対策ができると思います。

委員長

どう処分してよいか、困っている人は結構おられると思います。

委員

市の方も、もらっても置くスペースが無く、寝かしておくだけでは申し訳ないです。

教育長

寄贈したいという申し込みもあるのですが、結局それを保管する場所が無いという状況です。

委員長

矢祭町でしたか、全国から本を集めて図書館を安く作ったという所は。とりわけ今年国民読書年ですので力を入れていけるとよいと思います。

日程第4 協議・報告事項（2）就学援助制度について(庶務課)

委員長

日程第4、協議・報告事項（2）就学援助制度について説明をお願いします。

庶務課長

先月の教育委員会議に引き続きの議題でございます。先回制度の見直しにつきましてお諮り申しあげました。その時に出てきました、ご意見と宿題等を整理してまいりました。

まずは、今この制度を受給している人数が一部であるということで、対象となる世帯が全部申請してきたら一体いくらくらいになるのだというご指摘がございました。税務課のデータ等で調べられるのではないかと思いましたが、子供、特に小学校、中学校の子供さんを抱える世帯の所得がどうだということは税務課のデータでは掴みきれませんでした。データそのものは持っているのですが、活用するには抽出が必要で、そのためにはプログラム及び処理が必要になり、それには相当の費用がいるということです。

代わりに非常に乱暴な方法ではありますが推計をしてまいりました。新城市の場合、

児童生徒のいる世帯の平均人員というのが3.67人ほどいるという統計がございます。そういったものを基準として、標準世帯を切り上げて4人、夫婦と子供2人の世帯を標準世帯としました。今の現行制度の生活保護認定基準の1.5倍の所得というのは4人世帯でどのくらいになるのかということはお出ております。365万円程の所得になります。それ以下の所得の家庭が何世帯あるかということをお調べてまいりました。そうしますと市内の納税者、これは個人個人ですけれど87パーセントが365万円という数字以下になります。これには驚きましたが、それだけ所得水準が低いというかたちになっています。

87パーセントをストレートに拾うわけにはまいりませんので、子供のいる世帯で、なお且つ共働きの世帯がどのくらいいるのかという統計があります。これは全国統計しかございませんが51.3パーセントという統計数値が出ております。これは共働きの夫婦ですので、夫婦で所得を得ていれば恐らくこの基準は超えてしまうであろうということで、その逆をとって単身世帯で子供がいる世帯、その逆数で40数パーセントと捉えて、それを先程の納税者数87パーセントがこの所得の限度以下の世帯ですよという割合が出ていますので、それを乗じますと42パーセントという数字が出てくるわけです。今、子供が小学校中学校合わせまして4,350人程いますが、その42パーセントがこの制度に該当してくるという見方をしました。

非常に粗い乱暴な見方ですが、それを一つ取りまして、今度は支給額ですが、これは最高額、制度上の最高支給額をそれぞれ一人当たりとして4,350人の42パーセント、だいたい1,800人くらいですが、それに一人当たりの最高支給額を乗じまして集計をいたしますと1億3千3百万円程という数字が出てまいります。マックス1億3千万円余になりますということです。現在、いくらくらいといいますと21年度の支給見込み額は1,800万円弱です。ちなみに新年度の当初予算では1,900万円余の予算額を計上しております。こういった経済情勢ですので年々増える傾向にはある、微増という感じですが、そのような形の数字がでてくるということでございます。

もうひとつ他市の状況ということで、新城市を除く東三4市の状況を調査いたしました。豊橋市1.3倍、豊川市1.23倍、蒲郡市1.3倍、田原市1.25倍という基準を設けていますが、各市ともその根拠は非常に曖昧であります。豊川市の1.23倍については児童扶養手当の受給基準額というのがありまして、これが就学援助制度の1.23倍に相当するそうです。そうしますと児童扶養手当を受給できる基準を限度としています。これは新城市の場合でも児童扶養手当を受給されている方は、それだけで就学援助制度の適用になりますという基準があります。それ以外に経済困窮にあるものという基準があります。豊川市のような決め方をしますと児童扶養手当と同じ水準にしてあるものですから、その他経済困窮世帯という条項は要らなくなってしまうという形になります。田原市が1.25倍という基準を持っておりますが、これは18年度に見直しています。それ以前は新城市と同じ1.5倍でありました。

18年度に変更した理由は就学援助制度とは別に、字句は非常に似ておりますが就学奨励事業、奨励費の支給というのがあります。これは特別支援学級に通ってみえる方を対象にしているものですが、その認定基準が2.5倍というのがありますが、その半分にしてありますということですが、なぜ半分ということですが、生活保護の支給単価が就学奨励費の倍の金額を支給することになっています。金額が倍だから所得水準を半分にしますという、非常に乱暴なあまり説得力のない理由になっているのが現状でありまして、他市の何倍かという基準の設定の根拠というものは、非常に弱い、参考にならない形であります。豊橋市、蒲郡市については分からないという回答でございます。前回のときに色々ご議論をいただいたわけですが、その中で出てきた議論の中で、いわゆる経済的困窮・就学困難ということをもそもどのよう捉えるかという根本的な部分の議論が必要であるのではないかとということと、今回提案させていただきました改正案というのは、今まで1.5倍というものを1.0倍に引き下げるということで、マイナス0.5ということ非常に下げ幅が大きすぎるのではないかと、ただやみくもに減らしてしまうのではなくて、何か手厚くするものがある、代わりにこちらを削りますよといった制度があつてしかるべきではないかというご意見もいただいております。このあたりは何倍にするというのは、制度上の半分屁理屈のようなもので攻めていくという手法はあると思いますが、今の1.5倍というものを新城市としては継続しますという意味決定がされれば、それはそれで一つの根拠として充分なりうると思いますので、その辺も踏まえて再度ご議論いただき新年度の制度というものをどのようにスタートしていくのかということを決めていただければと思います。

他の東三4市においても現状の支給額というものは正確にはわかりませんが、新城市と比較して、制度に当てはまる人が全て申請をして支給をしているという状況というものは、それぞれの市の支給額を見ても読み取れません。やはり一部であるという状況です。

委員長

ありがとうございました。ご意見はありますか。

委員

先回の議論で、全部手を挙げたらどうなるのかということをお願い、調査していただき、先程の説明で現在の1,900万円が1億3千万円になるという仮説については次元の違う話なので今回の議論の中に入れるのは難しいと思います。最後に提案のあった1.5も1.3も1.25も数字を色々組み合わせれば何とかなるのですが、この議論は今、現に手当をいただいている2世帯をそのまま捨てるのか、切るのかと、急にやっつけていいのかという議論だったと思いますので、1.5を新城市が変えないと、われわれ教育委員が変えなくてもいいのではないかと、変える根拠が今現在見当たらないというならば、今現在は変えずにいろいろな状況の変化の中で変えていけばよいのであって、いずれにしても、当面は2世帯を切るか、委員さんがおっしゃった

ように現在受給している子供達については卒業するまでは継続するという対応もありますが、あえて1,900万円のレベルであるならば現制度を変えずにいったらと思います。いろいろ検討をしていただきましたが、1.0にしてもどこまで考えていけばいいかということは見えてきません。政治的な話かもしれませんが変えなくてもいいのではないかと、お話を伺っていて思いました。

庶務課長

新年度に向けた申請を現在行っています。まだ従来どおりの申請が出た訳ではないのですが、現段階で1.0を超えている世帯は5世帯、子どもの数にして10人みえます。そのうち一世帯については、1.91という数字が出ていますので、これは外れてしまいます。あとは1.07、1.16、1.08、1.35という4世帯が今日現在で申請があるというかたちで、前回説明させていただいた2世帯というのは21年度の状況で、22年度は4世帯になるというかたちです。

委員

こういう時代だから、そういう世帯が増えることはある程度予想できますが、それにしても4世帯の話ですね。前回も言わせてもらったのですが、数字より何より今本当に困窮している人たちをどのようにして救うか支援するのかというところに、議論の中心にしてほしいと申し上げておりましたが、今出ましたように1.5現状のまま別に変える必要はないと思いますし、それをやめた場合なにか対案があるのか、あるとすればいろいろな意味でその世帯の人も納得するし、関心を持っている人たちも納得すると思いますが、私が言いたいのは、そのような人たちを非常に冷たく扱う市ではないという意味合いを持った対案を出すのであれば、数字はあまりこだわりませんが、そういうことが当面打ち出せないなら、最低、現状維持でいていただくのが良いと思います。2世帯が4世帯になるその程度でしたら、今の制度を打ち切って冷たい仕打ちをする感じのものでなくていてほしいと思います。

委員

議論すると1.0ですよ。考え方としてはそれしかないのだけれど、1.0にしても金額的にそれ程の話ではないということであれば、数値を変えることによって新城市の基本的な考え方が変わったと受け取られるのも本意ではありませんので、しばらく今の数字でいてほしいと思います。それで説明に困ることはあまりないと思います。

委員長

22年度から子供手当が支給されることになりますね。理屈では変えるチャンスかもしれませんね。

庶務課長

事務局サイドでは子供手当の制度が始まるということは視野に入れました。しかし子供手当は国の制度であって、それと市の制度を抱き合わせで考えると議論はかなり複雑になってしまいますものですから、あまり得策ではないということで、横におい

てきた経緯はあります。

委員

その問題で言うと、この前私学のデモ行進を名古屋で行ったわけですが、その理由は子供手当が出るということで、私学の授業料助成について、県がやったのは子供手当が出るから現在支給している分から引くというものですから、今のところ国からの補助はありませんので県が全額出しているという形なのですが、22年度から国が出すのでその分を差し引いて県が出すということです。ですからトータルは変わらないわけです。若干色々ありますが、基本的にはそういうことで、私学関係者が怒っているのは、国の制度と県の制度をそれぞれ別々に行なってもらわないと、国が行なったマイナスの部分だけを補うということでしたら何も変わらないわけです。公立の方は全額補助ということでがらっと変わって、私学の方は全額とはとても言わないけれど現在出している県費から出しているものは出して、プラス国からの出ているものを合わせれば格差が縮まるということで、国から出るから自治体の分を減らすという相殺するような形は本来のやり方ではないということでもめています。そういうことからいうと今の問題も国から出るから自治体の方を減らすというのは拙いのではないかと思います。

委員長

私学助成について愛知県は増やすようにいいていませんでしたか。

庶務課長

その件につきましては次の案件でご説明いたします。

委員

確認ですが、1.0にするということは事務局の強い意志ですか。

庶務課長

前回ご説明いたしましたように、1.5というのがどういった意味合いを持っていたのかということ掘り下げていくと必然的に今の情勢では1.0に理屈でなってしまうのでどうでしょうかということで、ただこれは就学援助費ですので生活困窮世帯に対する支給費ですので、いわゆる扶助費として福祉の色合いが非常に強い経費であるものですから、事務局サイドでこういうふうになったからという理由だけで、下げますよとはとても言えるという経費ではないということで教育委員会議にお諮り申し上げて色々議論をしていただいて、方向を出していきましょうという考え方でご提案をさせていただいたものですので、この会議の場で現行通り1.5で存続をしていきますよというご決定がされれば教育委員会の決定ですのでそのように進めていくということでございます。

委員長

市長さんが子育て支援ということを大きく掲げておられるので、その辺の意向はどうですか。

庶務課長

この件につきましては、市長には打診はしておりません。それから1.5から1.0にするという制度的なデメリットというものが少しありまして、今、給食費とか色々な教材費とかの滞納の問題がございます。こういった援助費が出ることによってそれを解消させていくというメリットの部分もあるものですから、数値が高い方がメリットも高いというそういった部分も付帯的なものとして出てまいります。

委員

子供手当の議論でおっしゃっていることも分かりますので抜本的に見直せということもあると思いますが、子供手当もどうなるか分かりませんし、今のご説明であれば、現行のままということはどうでしょうか。

委員

来年度は現行のまま行くということはどうでしょうか。

委員長

1.5で行くということでは事務局が困ることはございますか。

庶務課長

ございません。新年度を予算も現行をベースに積算していますので、経済情勢によって対象が増えてくるという部分で予算が不足を来すということは想定されますが、それはそれとして増額補正の理由はたちますので、事務取扱上困ることはございません。

委員長

前回問題になった課税最低限度額と、基準が逆になっているという矛盾について説明はつきますか。

庶務課長

その説明はつきません。それを言い出しますと1.0にせざるを得ないということです。捉え方そのものを、課税最低限だとか生活保護認定基準は外してという考えになります。これはどういう設定をしようと国の補助は入っていませんので、それぞれの自治体の自由です。

委員長

説明が付かないことはすべきでないと思いますが、1.5で行ってもそのようなことはありませんね。

庶務課長

ありません。論点が別のものと考えれば、困ることはありません。

委員

どうしてもすっきりしないのですが、就学援助制度の受給基準に該当する方でも申請しない人が多数いるということですか。

庶務課長

先程の荒い推計ですけれども、ああいった数字がでてくるということは申請がされていない方が相当みえるということかと思います。ただ、本当に生活保護のレベルの

方が申請をしてこないでいるかということは、しっかり調べている訳ではありませんが所得水準の低い方は、おそらく支給済みだと思います。要は1.5という範囲で上から下まであるものですから、上のほうの方の申請が少ないのかと思います。

委員

生活保護に準ずるような方は、ほとんどの方が受けておられて上のほうの方の申請が少ないということですか。

庶務課長

福祉課で、生活保護は生活保護として認定をするようになりますし、もう少し所得水準が上の方、これは先程ご説明いたしました児童扶養手当という制度がありますが片親世帯が対象なんです、そういった方は児童課で手続きをしますとそのまま教育委員会におみえになりまして手続をするというスタイルですので、他の福祉制度で対象になってみえる方はほとんど拾っているという気がします。

委員長

ご意見がありましたように来年度は1.5でということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

来年度は1.5ということでお願いします。

日程第4 協議・報告事項(3) 私立高等学校等授業料補助制度について

委員長

日程第4、協議・報告事項(3) 私立高等学校等授業料補助制度について説明をお願いします。

庶務課長

これも前回からの案件でございますが(資料に基づき説明) 前回もお示しさせていただいた絵ですが、国の高校授業料の無償化制度が新年度から始まります。それに伴いまして現行の私立高等学校の授業料の補助制度というものがどういうふうになっていくのか前回は、はっきり掴めておりませんでした。県予算も決まってきました詳細も次第に分かってきました。先程、菅沼委員さんがお話しをされていた内容でございます。青い線で引っ張ってあるところ、これは新年度の愛知県の私立高等学校の授業料の補助制度の額であります。左端の甲1という所得水準のところは382,800円とありますがこれは現行と変わりません。支給額そのものは現行と変わりません。変わったのは下の横のラインを見ていただきますと、所得額が載っているのですが左の方から255万円、340万円、600万円、真ん中の辺りに830万円という数字がありますが、ここまでが現行制度でありました。ですが新年度からは830万円を超える世帯も県の補助制度の対象にしております。これが県の補助制度のフレームです。その下に赤いピンクの線で書いてありますのが国の制度であります。ということかといいますと今まで、赤い線、国の制度は無かったものですから、青い線の83

0万円までの四角のところは全額県の財源で行われていた。そのところへ国の制度が入ってきたものですから、この国の制度というものは県の予算を通じて執行されます。ですから県は今まで無かった財源が国から入ってきたということになります。純粋な県の持ち分は青い線と赤い線の間の部分だけになるという形になります。県の腹は痛まないというよりは、潤ってしまったというような形になったというのが愛知県の制度でございます。こういうふうに関の制度がなってきたものですから、これに対する市の補助制度というのはどうなるのかといいますと、今は県の補助金の額の20分の1を市の補助金として出しますよという制度になっております。そうしますと830万円までの方につきましては現行と変わらないけれど、830万円を超える世帯、県の補助制度上は対象にしていますのでこの部分の20分の1が増えてくるという形になります。本年度ベースで試算をいたしますといくらくらいになるかということですが、現行制度830万円までですと176万円くらいの数字になります。斜線の部分を対象にいたしまして20分の1を出すいたしますと228万円くらいになります。新年度の当初予算は、県制度がはっきりしなかったものですから、とりあえず現行制度というものは何がしか存続させますよという姿勢を示すということで100万円だけ計上しておりますが、いずれにしても足りなくなるものですから、どこかで増額補正をかけていかざるを得ない状況に現状はあります。問題は斜線の部分を含めるか含めないかというところを、今一度ご議論いただきたいと思います。参考までにこの話というのは県制度がはっきりしてきたものですから、市長の方には説明をいたしました。市長は教育委員会の方でも議論を一度してほしいと言われました。その折に市長は個人的な考えではあるがという前置きをして、今、高校というのはほとんどの子が中学卒業後、進学いたします。そういたしますと高校というのは半ば義務教育化しているものであるということを見ると広く捉えたい。どういうことかと申しますと斜線の部分も含めた形で支給していきたい。試算としては230万円程度と思うがと言ってみえました。そういうことを踏まえまして一度、これは新年度の新城市の制度としてどのような方向にもっていくのかということをご議論いただきたいと思います。

委員

今、各地方自治体から私学の生徒一人当たりに対しての補助は県の補助金の20分の1かは知りませんが、月千円ではないですか。

庶務課長

市は10分の1が多いように聞いております。新城市は20分の1ですが北設楽郡の町村は県の補助金の何分のいくつではなくて一律いくらということで支給をしていると聞いております。

委員

先程、市長がどうのこうのという話をしてみえましたが、それよりも基本的な考え方として、830万円以上は別だというのは、おかしな話で色々議論はあると思いま

すが20分の1については等しく適用するというほうが分かりが良いと思います。予算的にも市の持ち出しは230万円程度であるし、考え方として所得如何で対応が変わるというのもおかしな話ですので、斜線の部分も市でみるということではないかと思います。

教育長

228万円というのは176万円も含まれていますか。

庶務課長

斜線部分を除いた部分、左側の部分現行の対象者を対象にしますと176万円程になります。斜線部分を入れますと全体で230万円程度になるということです。

委員長

50万円程度増えるということですね。

庶務課長

そういうことです。左の方を見ていただきますと118,800円というのがあります。これが国の一番安いと言いますか、これが公立高校の授業料のレベルであるという設定をしています。これを支給する。県は、国から118,800円入ってそのまま出すという形になります。

委員

私学の立場から言いますと、私学の補助については、これだけ以上はこれだけの援助というように金銭でという形になってはいますが、公立高校では関係なしに全部一律にやっているのに、私学は差別の上にまた差別という感じの子供たちからすれば非常に金銭感覚というか、そういうことで屈辱を感じる子供もいますし、教育の機会均等ということから平等に扱ってほしいと、公立と私学の差がある中でまたさらに私学の中で再差別のようなことは本当に良くないということで、私は今、委員さんが言われたように、この地方は生徒一人当たりに対して月額千円だと思いますがその形を斜線の部分にも同じように補助をしてほしいという思いです。

委員長

公立高校の場合も関係なく補助が行くわけですね。

庶務課長

公立高校の場合は授業料を徴収しないという形で対応いたします。県の条例改正を2月の県議会でする筈でございます。私立高校につきましては、形態がちがいますので補助金という形でそれ相当の部分を国から支給するという形になってはいますので所得制限は設けられていないという制度です。

委員

今の話しを聞いていますと国が支出をするのはいいのだけれど、その分地方の支出が減るだけだと、このことが教育に力を入れていると言えますか。まやかしではないですか。トータルが変わらないで地方財政の部分だけが国に変わっただけでプラスマイナスゼロでは何も変わらない。おかしな話ですね。

委員

私学関係者はそのことを言っています。今、県と私学関係者の間でもめているのがそのことです。今の現行制度に国が出す補助金をプラスして出すのであれば何の問題もないのですが。

委員長

他の市町村の動きは掴んでいますか。

庶務課長

最終的なところまでは照会はかけていませんが、豊川市、蒲郡市、田原市につきましては、現行の県の制度のどれだけというものを存続させるというスタンスで予算計上していくことは聞いています。豊橋市につきましては、県制度の動向が不確定だから当初予算計上を見送るという回答を得ております。その後どうなったかは調査していませんが。

委員長

差は50万円、所得制限なしで20分の1という方針でどうでしょうか。

委員

50万円だとか20万円だとかではなく考え方の問題です。いわゆる子供たちがお金で差別されていくようなことを新城市がやってほしくないということと、今の制度でいっても財政的に非常に苦しくなるような金額ではありませんので、基本的には子供たちのためということです。

委員長

所得制限なしで一律20分の1ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

所得制限なしで一律20分の1ということでよろしくをお願いします。

庶務課長

予算の関係もあるものですから市長、副市長には教育委員会の考え方としてご決定していただいたような考え方で決定をみたということを伝えまして、おそらく9月の補正予算になろうかと思いますが、そこで増額の予算要求をしまいたいと考えています。

日程第4 協議・報告事項(4)平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について

委員長

日程第4、協議・報告事項(4)平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について説明をお願いします。

庶務課長

未定稿としてありますが、作成が遅くなっておりまして申し訳ございません。まだ一字一句確認をとっている段階ではございません。とりあえず各課におきまして、昨

年の3月に議会で説明をいたしました教育方針に基づきまして21年度事業がどのように展開されているのかということ点を点検、評価したものです。最終的には1ページ目の真ん中辺りに学識経験者池田勝昭先生と森田収先生お二人のお名前をあげさせていただいておりますが、このお二人に外部評価をお願いいたしまして、一番最後の11ページですが今、空欄になっているところへ記入いただき、完成させ、議会に提示していくという段取りを考えています。非常に細かくて多数頁があるものですから、今ここで逐一お目通しをいただいて、ご指摘をいただくのは時間的に困難ですので、また目通しをいただきまして、ご指導をと考えております。

特に見ていただきたいのは5ページの真ん中あたり大きな5番「平成21年度教育方針と施策の点検評価」というところがございましてこの部分でございまして。5ページから10ページまで渡っておりますけれども、この部分をお願いしたいと思っております。前の方のページは点検評価の制度とか教育委員会制度の概要、教育委員会事務局の状況が記載されています。

委員長

ご意見があれば電話でよろしいですか。期限はいつまででしょうか。

庶務課長

ご意見は電話でお願いします。期限につきましては外部評価を3月3日頃に学識経験者の先生にお願いし、評価・ご意見をいただきたいと思っておりますので、あまり時間が無くて恐縮なのですが週明けの月曜日辺りにいただけたらと思っております。勝手に申しあげまして申し訳ございませんが。

部長

この方針施策というのは昨年の3月に出したのですが、これに対する点検評価というところを特に目を通していただきたいと思っております。

委員

方針そのものは変わっていないので、それに対する評価ということですね。

委員長

ご意見等ありましたら、3月1日月曜日までに庶務課までご連絡ください。

日程第4 協議・報告事項(5) その他

委員長

日程第4、協議・報告事項(5) その他をお願いします。

学校教育課長

2点ありますが、まず1点ご報告いたします。別紙に「学校が元気になる活動推進事業」作手中学校とありますが、本日委員長さんにも午前中加わっていただきまして選考委員会を開催させていただきました。新城市教育委員会の委嘱事業として来年度から3年間、先程教育方針にもありましたが作手中学校が作手高校と中高一貫連携教育を行ってまいりますので、そういうことも踏まえまして作手中学校から出ておりま

したこの件を3年間委嘱させていただけたらと思いますので、ご報告し、ご承認いただけたらと思います。

委員長

面白い取り組みになるかと思いますが、どうでしょうか。

教育長

このことにつきましてしは、先回、新城市教育委員会から愛知県教育委員会のほうに申し込みを行いその回答が来ました。愛知県教育委員会の学校管理規則を変えて中高連携を進めることを3月の教育委員会にかけますという通知が本日届きましたので、新城市も学校管理規則の一部改正を3月の定例教育委員会にかけます。

委員長

そのように進めるということですのでよろしくお祈いします。

学校教育課長

もうひとつは卒業式の関係でございます。卒業式に関しましては、机上に案内状の入った封筒を置かせていただきましたので、先回お願いいたしましたとお祈いよろしくお祈いします。小中お願いいたします。小学校、中学校の祝辞の案ということで、これも文書になっておりますのでゆっくりご覧頂いてご意見があればということで方向だけお話しをさせていただきます。小学校につきましては、これから中学校に上がっていくという子供たちなので、少し背伸びをするような難しい言葉も入っておりますが、3つのお願いということで書かせていただきました。中学校につきましては、基本的に卒業式が長いということもありまして、小学校に比べるとシンプルに短く途中にやまいもの詩を入れ、新城の三宝を踏まえて無骨だけれどがちり伸びていくといったものを作らせていただきました。事務局サイドのことですが小学校については長すぎるのかとも思いますので、削ぎ落とす必要があるかと思いますが、そのような視点でご意見をいただければ推敲する中で参考にさせていただきますのでよろしくお祈いいたします。出席にあたりましては、中学校分につきましては、来週の中頃にはお手元に届くようにいたしますのでよろしくお祈いします。小学校につきましても後程届けさせていただきますのでよろしくお祈いします。

委員長

これもご意見がありましたら3月1日までに学校教育課長さんのところへ電話でお願いいたします。

他どうでしょうか。

庶務課長

資料がお配りしてありますが、「新城市立小中学校文書取扱要綱（案）」というものでございます。これにつきましては現在、小中学校で公文書をどのように管理をしていくのかという具体の決めがございません。今回こういった形で文書取り扱いの要綱を決めまして、これに則って適正に文書を処理していくというものでございます。市の中にはこういった文書規定というものがしっかりあるわけですが、それとの整合性

も図りつつ、各学校の独自の文書、県の文書等もございますのでそれら全体の文書の取り扱いをここで定めていきたいというものでございまして、新年度からこれを適用してまいりたいというものでございます。これも教育委員会の要綱でございまして、この場でご承認をいただきたいと考えています。承認を得られましたら、小中学校にこの要綱に従って4月から適正に文書処理をしてくださいというお願いをしていくものでございます。文書処理ですので非常に細かいものが謳ってあります。これは要綱の文面だけですが、この他にもこういった文書は、分類も相当細かくありますし保存年限とかそういったものを規定したものが別途ございます。

委員

今まででもあったでしょう。

庶務課長

こういった明文化したものはありませんでした。これは小中学校の事務職員が事務研究会というのを立ち上げておりまして、そこでたたき台を自分たちで、こういうふうにして行った方が良いでしょうと築きあげて出てきたものを、庶務課の方で、市の文書も相当あるものですから市の文書規定と齟齬があってははいけませんので、その辺の調整を見させていただいて出来あがったものでございます。

委員長

今ここで決定した方がよいですか。

部長

一応調整はできています。学校の実情を把握した事務担当ともつめております。通知をしたいところもありますので、大変忙しいですが3月1日くらいまでにお願ひ出来ましたらありがたいです。

委員

一つ質問ですが、今この段階でこういう文書を制定しなくてはならないという理由は何ですか。読めば当たり前のようなことが書いてありますが、あえてこれを出す意図はどこにあるのですか。

庶務課長

どこにも明文化された規定がないのが最大の理由でございまして公文書ですので文書管理というものはある一定のルールに従って管理されなければなりません。今もしっかりされていますが、その根拠といいますか、それをこういう形でやるということになります。この辺につきましては、情報公開の動きというものも進んできておりますので、行政の一機関として、こういった一つのしっかりした明文化された根拠が必要であるということです。こういった統一的なルールを設定することが学校の現場でもやりやすいという意見がございまして、それで作り上げてきたというものです。

部長

昨年備品管理についても明文化して、合併以後それぞれの市町の対応ということで、学校サイドでも統一化されていなかったものを、決めるべきことは統一化した取扱い

いをした方がよいということで、順次整備をしている一環で今回もこれを標準化するというので整備をするものであります。

委員

要綱だから、学校監査の時にチェックするだとか罰則規定はないわけですね。

部長

こうして、根拠を明確にして小中学校も監査の対象になっていますので、こういった時にどうなっているのかと質問を受けた場合、これを根拠に事務取扱いをしていますと言えますので、何もないより、やっていることは変わらないと思いますが改めて明文化したというものです。

委員長

日常やっていることを明文化しておくということですね。

委員

そういうことならそれでもよいですが、第14条などは、文書は常に整理し、云々とありますがこんなことまで謳わなくてはいけないのですか。非常に次元の低いものだと思います。小学生でもわかるようなことです。本当は目を通した方がよいと思います。

文化課長

冒頭の教育長報告の中で今月の28日日曜日にNHKの「第10回地域伝統芸能祭」があるということでチラシをお配りしたのですが、申し込み期限は過ぎておりますが、若干手持ちの入場整理券がございますのでご入り用の方は申し出てください。

また、放映は大海の放たおどりが出演します。NHKホールで行われ、3月13日午後1時30分から5時までBS2で放映があります。2回目の放映が3月27日の土曜日に午後2時から3時30分まで教育テレビで放映されます。計2回の放映があります。すべて通しで見るとするとBS2の方になると思います。

日程第5 その他

委員長

日程第5、その他、何かありますか。

庶務課長

最後にこれで次回の教育委員会会議の日程のお話し合いをされると思いますが、定例ではなく臨時の教育委員会会議を3月15日に予定をしたいと思っております。これは議題としては教員人事案件でございます。ご都合はいかがでしょうか。

委員長

3月15日月曜日、ご都合はいかがでしょうか。時間は何時ですか。

庶務課長

まだ時間は決めていませんので、委員さん方のご都合の良い時にと考えています。

委員長

3月15日月曜日午後1時30分から臨時の教育委員会議、場所は教育長室で開催
ということをお願いします。

また、次回の定例教育委員会議は、3月25日木曜日午後1時30分から市民体育
館第二会議室で開催とします。

以上で、2月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記